

## 診療材料の入札にかかる留意事項

- 1 各シートの「入札金額」欄に**納品単位**での単価（税抜き）を入力してください。
- 2 預託品について  
品目リストの預託品には、預託欄に預託および預託希望としてあります。  
入札結果によって、御社に預託在庫をお願いいたします。予めご了承下さい。
- 3 品目リストの定価等、変更がありましたら、「備考」の列に記入をお願いいたします。
- 4 入札書の提出について
  - (1) 入札書と内訳書は、「**紙ベース**」で提出してください。
    - ① 「入札書」は指定の様式に、貴社の所在地、社名、代表者職氏名の記入及び代表者印の押印をしてください。押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先の記載をしてください。
    - ② 「内訳書」は、貴社にて**入札金額を入れた品目のみ**プリントしてください。
  - (2) 貴社の入札金額を打ち込んだ**電子データ**をご提出ください。**(フォーマットの変更不可)**
  - (3) 他の事業者様と入札価が同額の場合は、くじ引きとなります。後日、日程等ご連絡いたします。
- 5 特定保険医療材料について
  - (1) 入札価格は、公表日現在（令和6年1月17日）の償還価格を基準に積算してください。
  - (2) 診療報酬の改定があった場合は、契約締結後、当初契約単価の改定について協議し、合意した単価を改定償還価格の適用日から適用する変更契約を締結します。
- 6 特定保険医療材料以外の価格協議について  
契約締結後、契約単価が全国的な平均納入価格と比較して高額と判断される場合、物品供給契約約款第10条の規定に基づき価格改定について協議をさせていただきますので、予めご了承ください。
- 7 その他  
品目によっては、契約期間内に発注を行わないことがありますので、予めご了承ください。